

様式第31号(第27条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

管理者 住所
" 氏名
電話 ()

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、
診療用粒子線照射装置)廃止届

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置)を廃止したので、医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

病院(診療所)の名称						
所在地						
廃止した装置	製作者名					
	型式					
	廃止した理由及び廃止年月日					
廃止後の措置						